変更届提出書類一覧(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 (以下大阪府) 所管の特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護の 場合、変更届出の扱いが一部異なりますのでご注意ください。

■届出について

・届出の期限は変更日から10日以内となっています。 (変更日より1ヶ月経過して提出する場合は<u>遅延理由書の提出</u>もお願いします。)

■提出書類及び届出方法

・郵送にて提出をお願いします。

返信用の定型封筒に必要分の切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。

※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。

※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、<u>事業所単位での届出となります。</u>例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。 様式については<u>こちらからダウンロード</u>してください。

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	別の所在地にある事業
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	所と同一名称を使用す
	・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項	ることはできません。
	付表第一号(八)(単独型)又は	事業所番号が変更にな
	付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業	る場合は 事前に ご相談
	所型)又は	ください。
	付表第一号(十)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型) ・運営規程(参考資料5-8)	
	・連呂規位(参与資料3-8) ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ	
	『畄油で歌番の場合』	
	ア	
	【特養その他の施設と共用する場合】	
	イ 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	
	※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。	
	そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。	
	 □□□一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の	
	事業につき事業所名称を変更した場合	
	②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	
事業所の	【事前協議は来庁】	
所在地 (移転)	改めて事前協議が必要となりますので、移転を予定される時点でお早めに	
	ご相談ください。	
建物の構造、		補助金を受けて開設し
設備、専用区画	<mark>【事前協議は来庁】</mark> 	た事業所は、必ず整備
の変更	変更内容により、 事前協議が必要です。事前にご相談ください。	補助担当課と事前に協議してください。
		酸して、たびい。
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	
	・平面図(各部屋の用途、面積を明示)	
	・居室面積一覧表(参考様式4)	
	・設備・備品一覧表(参考様式5) ・変更された部分の写真(カラー)<現地確認をしない場合のみ>	
	・変更された部分の与具(カラー) < 現地確認をしない場合のみ> ・老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)[単独で設置の場合のみ]	
	・セハノコット こハモンク 一寸多史/田山首(塚八舟40々/(早畑(放直の場合のみ) 	
	 ※大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課(大阪府)所管の特別養護老人ホーム併設の	
	事業所で、変更部分が本体施設との共用の場合は以下の書類も必要です。	
	・大阪府に提出した介護老人福祉施設の変更届の(写し)	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

変更する事項	提出書類	留意点
変更する事項 入所者の定員	提出書類 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項付表第一号(八)(単独型)又は付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)又は付表第一号(十)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)・運営規程(参考資料5-8) ・従業者の勤務体制一覧表(参考様式1-4)(変更日から4週間分、従業者全員分で作成)・従業者の資格を証明する書類の(写し)(未提出の者のみ) ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ 「単独で設置の場合」 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号) 【特養その他の施設と共用する場合】	留意点
	**	
介護給付費算定 に係る体制 (加算項目)	◆福祉指導監査課のホームページ、 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(加算様式込)の、 加算届提出一覧表ページより、届出に必要な書類を確認してください。 [注意] 算定時期により、提出期限が決められています。 単独事業所等それ以外の事業所の場合は指導監査課が提出先となります。 大阪府所管の特別養護老人ホーム併設の事業所の場合は 大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課も提出先となる項目の場合は 先に大阪府に届け出てください。	
管理者の氏名及び住所	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項付表第一号(八)(単独型)又は付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)又は付表第一号(十)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)・1-3.標準様式6.誓約書別紙①・⑤ ・組織体制図(参考資料1)他の業務と兼務する場合のみ・老人福祉法上変更届出書ア又はイ 「世独で設置の場合」 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号) 【特養その他の施設と共用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)・別紙様式第一号(五)変更届出書・総式第17号) ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)・別紙様式第一号(五)変更届出書・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項付表第一号(八)(単独型)又は付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)又は付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)又は付表第一号(十)(本体施設が特別養護者人ホーム以外の場合の併設事業所型)と表人福祉法上変更届出書ア又はイ氏名変更の場合のみ 「単独で設置の場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点	
協力医療機関	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)		
の名称	- 別紙様式第一号(五)変更届出書		
契約内容の	・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項		
変更	付表第一号(八)(単独型)又は		
	付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業		
	所型)又は		
	///三/ / / / / // / / / / / / / / / / /		
	・協力医療機関との契約書の(写し)		
	※大阪府所管の特別養護老人ホーム併設の事業所の場合は以下の書類も必要です。		
	・大阪府に介護老人福祉施設の変更届を提出している場合はその(写し)	V 10 20 20 40 61 - 21	
運営規程	①通常の送迎の実施地域、利用料その他の費用	運営規程記載例の改	
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	定に伴う運営規程の	
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	変更手続き方法につ	
	・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ ※利用料その他の費用の変更は提出不要	いてはその都度HP	
	ア 【単独で設置の場合】	等でお知らせします。	
	老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)		
	【特養その他の施設と共用する場合】		
	老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)		
	②区画整理等により住居表示が変更となった場合		
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)		
	・別紙様式第一号(五)変更届出書		
	・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項		
	付表第一号(八)(単独型)又は		
	付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業		
	所型)又は		
	付表第一号(十)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)		
	・運営規程(参考資料5-8)		
	・住居表示変更の証明書等の(写し)	※ 1	
	・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ	従業者数の変更があ	
	「「単独で設置の場合」	った場合でも、その度	
	ア 本価で版画が参与』 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)	の届出は不要です。	
	、【特養その他の施設と共用する場合】	定員変更の届出時に	
	イ 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	併せて届出てくださ	
	「一人」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」	い。但し、指定基準を	
		満たさなくなる場合	
	③上記①、②以外のその他運営規程の変更 ※1	は、この限りではあり	
	- ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	ません。	
	・ <u>変史曲連絡票、定望到同(切子必要分貼刊)</u> ・別紙様式第一号(五)変更届出書		
	・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項		
	付表第一号(八)(単独型)又は		
	付表第一号(九)(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業		
	所型)又は		
	付表第一号(十)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)		
	・運営規程(参考資料5-8)		

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、**一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします**(事業所一覧の添付必須)。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

変更する事項	提出書類		留意点
法人の名称 法人所在地 ※4	 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・別紙様式第三号(一)変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれみ提出 ※ 法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。 ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式11)※2 ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)[注1] ※下表[注1]の事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている 		法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 吸収合併、事業譲渡等により事業所 の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。 変更届では処理できません。 運営法人が変更となる場合は必ず 事前にご相談ください。 ※1 現在事項証明書は不可。
法人代表者の 氏名、生年月日 及び住所 ※4	老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。		※2 事業所一覧表に <u>茨</u> 木市が指定した 介護事業所が複数ある場合提出ください。 ※3 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 上記のサービスがある場合で、 事業者の代表者も兼ねている時は 併せて「事業者の代表者」変更届出 が必要です。 該当するサービスの変更届提出書 類一覧をご確認ください。 ※4 誓約書については、標準様式及び該当するサービスの別紙を添 付してください。

[注1] 事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)→ 様式は <u>こちら</u> からダウンロードしてください。				
老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名			
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護			
老人デイサービス事業 〔注 2〕	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、			
【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	(介護予防)認知症対応型通所介護			
老人短期入所事業【特養その他の施設と共用する場合】〔注〕	(介護予防) 短期入所生活介護			
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護			

[注2] 様式第20号: 「単独で設置」 【老人デイサービスセンター】通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、 (介護予防)認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】 (介護予防) 短期入所生活介護は提出対象外となります。

※4「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」

届出は介護サービス事業所ごとではなく、法人単位での届出が必要です。

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある_「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」をご覧下さい。

条件によって提出先が異なります。
 〔注〕(予防)居宅サービス、居宅介護支援は<mark>羨木市には提出しません。</mark>